

平成23年12月13日

平成23年第3回神奈川県議会定例会

地方分権・行財政改革特別委員会資料

総務局

目 次

	頁
1 県庁改革について.....	1
2 県主導第三セクター等の状況について.....	6

1 県庁改革について

(1) 新たな行政改革の取組みについて

ア これまでの行政改革の取組み

本県では、昭和50年代前半から行政改革に取り組んでおり、特に、平成9年度以降は、職員数や組織数の削減など、具体的な数値目標を設定し、行政改革を推進してきた。

また、平成21年度からは、「県庁改革基本方針」（平成21～26年度）及び基本方針に沿って具体的な目標や取組みを定めた「改革戦略プラン」（平成21～22年度）に基づき、「県庁改革」として取組みを着実に進め、「改革戦略プラン」で設定した目標を概ね達成した。

【これまでの主な行政改革】

主な取組み	取組内容
職員数の削減	【知事部局】 13,551人（平成9年度）を7,731人（平成23年度）に見直し（5,820人削減） 【他任命権者】 6,055人（平成9年度）を4,879人（平成23年度）に見直し（1,176人削減） ※県立学校の校長及び教員、市町村立学校教職員、警察官を除く
人件費の抑制	【人件費抑制額累計】 3,265億円（平成16～23年度当初）
本庁機関の見直し	平成22年度当初に局部課制等を導入
出先機関の見直し	再編・統合により、279機関（平成9年度）を134機関（平成23年度）に見直し（145機関を削減）
県主導第三セクターの見直し	40法人（平成9年度）を16法人（平成23年度）に見直し
人事制度改革	「新しい人材育成マスタープラン」に基づき、平成22年度に新しい人事制度を導入
しごと改革	業務量の削減や効率化などの観点から、仕事のあり方や進め方を徹底的に見直し
県債の新規発行額の抑制	【県債（臨時財政対策債等の特例的な県債を除く）の抑制】 1,163億円（平成15年度決算）を424億円（平成23年度当初）に抑制

イ 新たな行政改革の指針の策定について

厳しい財政状況が続く中であっても、新たな「総合計画」を着実に推進し、質の高い行政サービスを提供するためには、あらゆる行政運営におけるムダを排除していくとともに、これまで構築してきた簡素で効率的な体制を活かした課題解決力の高い組織づくりや、県民など外部との協働・連携を進めながら、厳しい財政状況にも対応していく必要がある。

今後、こうした観点から、「県庁改革基本方針」の改定を行い、全ての職員・職場があらゆる施策・事業において実践すべき重点的取組みを整理の上、新たな行政改革の指針として策定することとする。

(ア) 名称 「新たな行政改革の指針（仮称）」

(イ) 期間 平成24年度から26年度までの3年間

(ウ) 策定に向けた視点 別添資料のとおり

ウ 今後の予定

こうした取組みについては、職員の意欲向上や職場の活性化といった視点が重要であることから、職員や庁内との対話を行い、意見を反映させながら進めていく。

また、平成23年12月中旬から、パブリック・コメントを実施し、県民意見を募集するとともに、外部有識者や市町村等へも意見照会を行う。

平成24年2月に(案)をとりまとめ、平成24年県議会第1回定例会に報告した上で、策定する予定。

(2) 県西地域における出先機関の再編について

県西地域における、広域連携の取組みの支援、地域の防災力の強化、酒匂川流域の治水対策や道路などの都市基盤整備を一体的に推進していくため、県西地域の出先機関を再編する。

ア 足柄上地域県政総合センターと西湘地域県政総合センターの再編について

より広域的な視点から総合調整機能を発揮し、県西地域における一体的な地域づくりを推進するため、足柄上地域県政総合センターと西湘地域県政総合センターを再編し、小田原合同庁舎に県西地域県政総合センターを設置する。

(7) 所管区域

県西地域県政総合センターの所管区域は、足柄上地域県政総合センター及び西湘地域県政総合センターの所管区域である「小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡」とする。

(4) 庁舎別の配置

県西地域県政総合センターを小田原合同庁舎に置くとともに、県民サービスの維持や地域特性に応じた施策を展開するため、足柄上合同庁舎において必要な業務を実施する。

〔小田原合同庁舎〕	〔足柄上合同庁舎〕
<p>総務企画部門</p> <ul style="list-style-type: none">・ 人事、経理、庁舎管理・ 防災、危機管理対策・ 防犯、交通安全対策・ 県民相談、広報・広聴、情報提供・ 青少年の健全育成・ 広域連携支援・ 商工、観光振興 <p>環境部門</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自然環境保全事業・ 大気汚染、水質汚濁等の公害防止・ 火薬類、高圧ガス等の取締り・ 廃棄物等許認可 <p>農政部門</p> <ul style="list-style-type: none">・ 農業、畜産業及び水産業の振興・ 農業協同組合その他団体の指導監督・ 農業委員会の指導・ 広域農道整備	<p>総務企画部門</p> <ul style="list-style-type: none">・ 防災、危機管理対策・ 防犯、交通安全対策・ 県民相談、情報提供 <p>森林部門</p> <ul style="list-style-type: none">・ 保安林、治山、林道事業・ 林業経営指導、林業技術普及・ 水源林の整備 <p>農政部門</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当面、職員の計画的な巡回等による対応・ 今後、ほ場整備など大規模な整備事業が行われる場合には、適切に対応できるような組織執行体制の整備を検討
※ 森林部門・・・職員の計画的な巡回等による対応	※ 環境部門・・・狩猟者登録時期の臨時窓口の設置等

イ 小田原土木事務所と松田土木事務所の再編について

県西地域における県土整備行政を一体的に推進するため、小田原土木事務所と松田土木事務所を再編し、足柄上合同庁舎に県西土木事務所を設置する。

(7) 所管区域

県西土木事務所の所管区域は、小田原土木事務所及び松田土木事務所の所管区域である「小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡」とする。

(4) 庁舎別の配置

県西土木事務所を足柄上合同庁舎に置くとともに、道路や河川などの維持管理や災害対応、県民サービスの維持を図るため、小田原土木事務所庁舎に小田原土木センターを設置する。

〔足柄上合同庁舎〕	〔小田原土木センター〕
<p>管理部門</p> <ul style="list-style-type: none">・人事、経理、庁舎管理・土木工事に関する入札、契約・土木工事に関する用地の取得 <p>計画建築部門</p> <ul style="list-style-type: none">・開発許可、建築確認・道路、河川等の許認可 <p>工務部門</p> <ul style="list-style-type: none">・道路の維持、補修・道路の新設、改良、公園の維持、整備・河川の改修、維持管理・砂防、急傾斜地対策	<p>管理部門</p> <ul style="list-style-type: none">・庶務、経理、土木工事に関する入札、契約・土木工事に関する用地の取得・道路、河川等の許認可 <p>工務部門</p> <ul style="list-style-type: none">・道路の維持、補修・道路の新設、改良、公園の維持、整備・河川、海岸、港湾の改修、維持管理・砂防、急傾斜地対策、地すべり対策 <p>※ 開発許可、建築確認…窓口の設置による 受付・交付等の対応</p>

ウ 再編の時期

平成24年4月 組織再編を実施

(3) 事務事業評価の実施について

本年度実施した事務事業評価について、外部評価結果を踏まえ、県としての総合評価をとりまとめた。

ア 目的

効果的かつ効率的な行政運営を確立するとともに、社会情勢の変化や県民ニーズに的確に対応し、県民の方々から信頼される行政の実現を目指して、事務事業の評価を実施する。

また、事務事業評価の過程を通じて、職員の業務に対する目的意識やコスト意識のさらなる向上を図る。

イ 評価等の状況

昨年度に引き続き、点検チームによる評価を実施した。

なお、インターネットを活用した電子会議室による評価は、東日本大震災に伴う節電の取組みを考慮し、本年度は中止することとした。

(7) 点検チームによる評価

県民等で構成する点検チームが、事業所管課との公開の場での議論を通じ、評価を実施した。

○ 実施期日

平成23年7月5日、7月6日、7月13日、7月14日

○ 評価結果

79事業について評価を実施した。

・充実	4事業
・現行継続	19事業
・改善・縮小	52事業
・事業主体の変更	1事業
・廃止	3事業

(4) 総合評価

点検チーム等による評価の結果を踏まえ、総合評価として、所管局等の長の評価を経て県庁改革会議で最終的な評価を実施した。今後、事業の見直し、予算への反映等の必要な措置を講じていく。

○ 評価結果

点検チームによる評価79事業について評価を実施した。

・充実	4事業
・現行継続	19事業
・改善・縮小	53事業
・事業主体の変更	1事業
・廃止	2事業

2 県主導第三セクター等の状況について

(1) 県主導第三セクター等の状況について

ア 県主導第三セクターの指導・調整について

- (ア) 本県では、県が資本金の出資又は基本財産の出捐等（以下「出資等」という。）を行っている「第三セクター」のうち、
- a 県からの出資等の比率が25パーセント以上で、かつ、県の出資等の比率が最も大きい
 - b 行政と密接な関係を有しその運営や事業実施に関して県が特に指導及び調整を行う必要がある
- 以上に該当する法人を「県主導第三セクター」として、県が主体的に指導、調整を行ってきた。

イ これまでの見直し等の取組み状況

- (イ) 第三セクターを取り巻く環境の変化を踏まえ、平成17年に、全ての県主導第三セクターについて、①必要性、②自立度の2つの視点から検証し、法人ごとに今後のあり方を次のとおり分類した。
- a 必要性が高く法人の自立度が高い法人は、自立化（県支援の廃止）
 - b 必要性が低く法人の自立度が高い法人は、民営化・第三セクター以外の法人
 - c 必要性が高く法人の自立度が低い法人は、法人運営の効率化
 - d 必要性が低く法人の自立度が低い法人は、法人の廃止
- (ロ) こうした今後のあり方を踏まえた取組みを着実に推進するため、統廃合や自立化の達成など「抜本の見直しを進める法人」については「見直しの行程表」を、「引き続き県主導第三セクターとして存続する法人」については「経営改善目標」を策定し、進行管理を行っている。
- (ハ) 見直しの結果、自立した第三セクターについては、県は出資等の状況に応じた責任に基づき、引き続き関与を行っていく必要があり、経営状況等について定期的に把握し、適正で健全な法人運営に向けた体制整備等について定期的に確認を行うこととしている。

ウ 報告内容

県主導第三セクター及び議会報告を行っている第三セクター26法人について、経営改善の取組状況や県の関わりの状況、経営状況等について次のとおり報告を行う。

(ア) 報告項目

- a 基本的事項（設立年月日、設立目的、代表者職・氏名、所在地、出資金）
- b 法人の抜本の見直しや経営改善に向けた取組状況（県主導第三セクターのみ）
- c 県の関わりの状況
 - (a) 法人に対する支援の状況（平成21年度～平成23年度）（該当がある場合）
 - (b) 県支出金（平成21年度～平成23年度）（該当がある場合）
 - (c) 役職員数（平成21年度～平成23年度）
 - (d) 包括外部監査の状況（県主導第三セクターのみ）
 - (e) 間接的な県支出金の状況（該当がある場合）

(イ) 報告法人 (15法人)

所管局	法人名	県出資等 比率 (%)
政策局	(財) 神奈川科学技術アカデミー	66.7
	(株) 湘南国際村協会	40.0
総務局	(財) 神奈川県厚生福利振興会	25.0
県民局	(公財) 神奈川文学振興会	48.2
	(公財) 神奈川芸術文化財団	100.0
	(財) かながわ国際交流財団	24.4
環境農政局	(財) 地球環境戦略研究機関	100.0
	(公財) かながわ海岸美化財団	78.2
	(財) かながわトラストみどり財団	90.9
	(社) 神奈川県農業公社	33.4
	三崎マリン(株)	33.3
	(財) 神奈川県栽培漁業協会	72.7
保健福祉局	(株) 神奈川食肉センター	11.1
	(福) 神奈川県総合リハビリテーション事業団	37.0
	(公財) かながわ健康財団	17.2

(参考) 次回報告法人 (11法人)

所管局	法人名	県出資等 比率 (%)
商工労働局	(公財) 神奈川産業振興センター	100.0
	(財) あしがら勤労者いこいの村	40.0
	(職) 神奈川能力開発センター	49.9
県土整備局	神奈川県道路公社	100.0
	(公財) 神奈川県下水道公社	50.0
	神奈川県住宅供給公社	50.0
	(財) 神奈川県都市整備技術センター	64.0
	(株) 湘南なぎさパーク	42.5
企業庁	(財) 企業庁サービス協会	100.0
教育局	(財) 神奈川県教育福祉振興会	25.0
警察本部	(公財) 神奈川県暴力追放推進センター	50.0

「新たな行政改革の指針(仮称)」の策定に向けた視点(案)

厳しい財政状況が続く中であっても、多様化・高度化する県民ニーズや地方分権改革の進展など、県政を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現に向けて、新たな「総合計画」を着実に推進し、質の高い行政サービスを提供していくことが大切である。

そのためには、あらゆる行政運営におけるムダを排除していくとともに、これまで構築してきた簡素で効率的な体制を活かした課題解決力の高い組織づくりや、県民など外部との協働・連携を進めながら、厳しい財政状況にも対応していく必要がある。

こうした観点から、全ての職員・職場があらゆる施策・事業において取り組むべき重点的取組みを、新たな行政改革の指針として整理し、実践していく。

指針の期間：2012(平成24)年度から2014(平成26)年度までの3年間

I 徹底したムダの排除

「いのちを輝かせる」、「マグネット力を高める」という観点から、真に必要な施策・事業、目的達成に全力を傾けるため、単に経費面に限らず、施策・事業やその執行方法、労力や時間などにいたるまで、行政運営のあらゆる要素・場面において、ムダを徹底して排除する。

	重点的取組み	取組みの視点・内容
1	あらゆる行政運営におけるムダの排除	あらゆる行政運営において、ムダを徹底して排除する。 特に、内部的な業務や手続きについては、課題の解決に資するかどうかの観点から、積極的にムダを発見して、迅速に見直しを行い、喫緊の課題や県民ニーズに迅速かつ的確に対応していく。

II 課題解決力の高い組織づくり

課題に迅速かつ的確に対応するために、職員の主体性やチャレンジ精神を高めるとともに、一人ひとりの能力・意欲・発想を活かし、効率的な業務運営を行いながら、より機動力の高い組織を創り上げていく。

	重点的取組み	取組みの視点・内容
2	課題発見・解決に果敢にチャレンジする職員の育成	県民の信頼に応え、県職員として強い使命感を持ち、解決に向けて果敢にチャレンジしていく「プロフェッショナル」として専門性を高めていく。また、明確な目標を示し、職員がやりがいを持って能力を最大限に発揮する組織運営ができる、マネジメント能力、人材育成能力を持つ管理職を育成する。
3	機動的・効率的な組織執行体制づくり	課題に対応して、柔軟に組織のスクラップ・アンド・ビルドを行うとともに、局、部及び課のそれぞれの枠を超えた連携を強化する。また、重点事業に対して効果的に職員を配置し、施策の迅速な展開を図るとともに、簡素で効率的な執行体制とするため、引き続き職員数の見直しに取り組む。

	重点的取組み	取組みの視点・内容
4	職員を活かし効率的な業務運営を行う 職場マネジメント	組織としての使命・目標を明確化して、共通の目的意識を持たせ、チーム力を発揮し業務を推進する。また、コスト意識を持ち、勤務時間内に業務を終えることをめざすなど、限りある資源(職員数・経費・時間など)をムダなく最大限に有効活用し、課題解決や行政サービスの向上に資する仕事のやり方に見直す。

Ⅲ 協働・連携の推進

多様化・複雑化する課題を解決するため、県民と積極的に対話し、政策企画・立案段階から評価に至るまで県民の声を反映していくとともに、多様な担い手と情報や目的を共有し、協働・連携を進める。

	重点的取組み	取組みの視点・内容
5	県民との積極的な対話、情報や「メッセージ」の発信の充実	県民や市町村の「現場の生の声」を積極的に聴き、現場の課題やニーズを的確に把握し、県民との対話を進める。また、適正な情報公開や正確で分かりやすい情報発信に努めるとともに、県の考えや視点をメッセージとして分かりやすく伝える。
6	多様な担い手との協働・連携の強化	政策企画・立案など政策形成過程に、県民の意見を広く求め、反映する。また、NPO、企業、大学などの多様な主体と県との協働・連携を強化するとともに、民間活力を活用し、様々なニーズによりきめ細かく対応する。
7	県民の視点を取り入れた評価・チェック	県民等による外部評価を充実しながら、県民の視点を取り入れた事務事業評価を実施する。

Ⅳ 歳出の抑制と歳入の安定化

厳しい財政状況の下、あらゆる施策や事業について、聖域を設けることなく見直しを行い、一層の「選択と集中」を徹底する。

また、自主財源の確保や民間資金の獲得・導入に取り組むとともに、安定的な財政運営に向けて、県債の新規発行額を抑制する。

	重点的取組み	取組みの視点・内容
8	「選択と集中」の徹底	あらゆる施策や事業について、聖域を設けることなく見直しを行い、一層の「選択と集中」を徹底する。
9	自主財源の確保・充実、民間資金の獲得・導入	税収確保対策、収入未済金の削減、使用料・手数料の適正化、県有財産の利活用などの財源確保対策とともに、民間資金の獲得・導入に取り組む。
10	県債新規発行額の抑制	引き続き、特例的な県債(臨時財政対策債等)を除く県債新規発行額を抑制することにより、特例的な県債を除く県債の現在高を着実に減らしていく。併せて、国に対して、臨時財政対策債を本来の地方交付税に戻すよう強く働きかけ、県債現在高全体の減少をめざす。

平成23年12月13日

平成23年第3回神奈川県議会定例会

地方分権・行財政改革特別委員会資料

政 策 局

目 次

地方分権の推進に向けた取組みについて

頁

- 1 第1次及び第2次一括法等による本県条例の制定等の取組状況
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 新たな地方分権改革の取組みについて・・・・・・・・・・・・ 7

地方分権の推進に向けた取組みについて

1 第1次及び第2次一括法等による本県条例の制定等の取組状況について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び第105号）等の成立に伴い、「義務付け・枠付けの見直し」及び「基礎自治体への権限移譲」の措置が講じられる。

本県条例の制定・改正が必要なものについては、現在取組みを進めているところであるが、現時点における状況は次のとおりである。

(1) 「施設・公物設置管理基準の条例委任」への対応

第1次及び第2次一括法等の施行により、施設・公物の設置管理基準が条例に委任されるものについて、関係条例の制定・改正を行う。

ア 平成24年第1回定例会に条例案を提案するもの

局名	関係する県条例	関係法律	条例委任の内容
県民局	認定こども園の認定の基準を定める条例	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の要件のうち、入所又は入園資格に関する基準等
環境農政局	(仮称)鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法に関する条例	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	指定猟法禁止区域等に設置する標識の表示に関する基準のうち、寸法に係る基準
県土整備局	※ 神奈川県県営住宅条例	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	居住安定計画に定められた代替住宅である場合の公営住宅の入居基準等
		マンションの建替えの円滑化等に関する法律	賃借人居住安定計画に定められた賃借人代替住宅又は転出区分所有者居住安定計画に定められた転出区分所有者代替住宅である場合の公営住宅の入居基準等
企業庁	神奈川県県営上水道条例	水道法	水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する基準
教育局	学校職員の給与等に関する条例	へき地教育振興法	へき地学校等の指定、へき地手当の月額及びへき地手当と地域手当との調整に関し必要な事項等

※ 公営住宅法の一部改正による同居親族要件の廃止に伴う県営住宅条例の改正は、平成24年第1回定例会に提案予定。

イ 平成24年度中に条例案を提案するもの

次の法律等については、条例の制定・改正に当たって、法令上の経過措置を適用し、平成24年度中に条例案を提案する予定である。

局名	関係法律等	条例委任の内容
県民局 保健福祉局	社会福祉法	社会福祉施設の設備及び運営に関する基準
保健福祉局	生活保護法	保護施設の設備及び運営に関する基準
	医療法	病院等の病床数算定に当たっての補正の基準 等
	児童福祉法	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 指定障害児入所施設等に従事する従業者に関する基準 等
	障害者自立支援法	指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準 等
	介護保険法	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 等
	老人福祉法	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
	食品衛生法施行令	食品衛生検査施設の設備及び職員配置に関する基準
商工労働局	職業能力開発促進法	公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練の内容に関する基準 等
県土整備局	都市公園法	都市公園の配置及び規模に関する技術的基準
	道路法	県道の構造の技術的基準 等
	特定都市河川浸水被害対策法	技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識の表示に関する基準 等
	下水道法	公共下水道の構造の技術上の基準 等
	公営住宅法	公営住宅の整備基準 等
県土整備局 警察本部	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準、特定公園の設置に関する基準及び信号機等に関する基準

ウ 本県として条例の制定・改正を予定していないもの

局名	関係法律	条例委任の内容	関係する条例の制定・改正を予定していない理由
県土整備局	駐車場法	路上駐車場管理者が設置する路上駐車場の駐車料金等に係る標識の表示に関する基準	該当する駐車場がなく、今後も同法に基づく駐車場を整備する予定がないため。
教育局	図書館法	図書館協議会の委員の任命にあたり満たすべき基準	図書館協議会の設置は任意規定であり、本県では設置していないため。
	博物館法	博物館協議会の委員の任命にあたり満たすべき基準	博物館協議会の設置は任意規定であり、本県では設置していないため。

(2) 「市町村への権限移譲」への対応

ア 事務処理の特例に関する条例について

第2次一括法等の施行により、事務処理の特例に関する条例で県から市町村へ移譲している事務については、同条例に位置づける必要がなくなることから、移譲事務及び対象市町村を削除する。その内容は、次のとおりである。

なお、今後、具体的な移譲事務が国の政省令で規定されるものについては、政省令の制定状況を踏まえ、所要の改正を行う。

(ア) 平成24年第1回定例会に一部改正条例案を提案するもの（平成24年4月1日施行に対応）

局名	関係法律	法制化により移譲される事務	事務処理の特例に関する条例の改正概要
総務局	地方自治法	町及び字の区域の新設等の届出受理、告示	全市町村に移譲されるため、対象事務を削除
安全防災局	ガス事業法(※)	ガス用品の販売事業者からの報告徴収等	市まで移譲されるため、秦野市を対象市町村から削除
	電気用品安全法(※)	電気用品の販売事業者からの報告徴収等	市まで移譲されるため、秦野市を対象市町村から削除
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(※)	液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告徴収等	市まで移譲されるため、秦野市を対象市町村から削除
県民局	特定非営利活動促進法	特定非営利活動法人の設立認証等	指定都市に移譲されるため、横浜市他2市を対象市町村から削除
	家庭用品品質表示法(※)	家庭用品の販売業者に対する表示等の指示等	市まで移譲されるため、横浜市他18市を対象市町村から削除
	消費生活用製品安全法(※)	特定製品の販売事業者からの報告徴収等	市まで移譲されるため、横浜市他18市を対象市町村から削除

局名	関係法律	法制化により移譲される事務	事務処理の特例に関する 条例の改正概要
環境農政局	農地法	農地等の権利移動の許可	全市町村に移譲されるため、 対象事務を削除
	都市緑地法	特別緑地保全地区における行為の許可 等	市まで移譲されるため、鎌倉 市他4市を対象市町村から削 除
	大気汚染防止法 (※)	一般粉じん発生施設設置の届出受理 等	特例市まで移譲されるため、 平塚市を対象市町村から削除
保健福祉局	墓地、埋葬等に関する法律	墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可 等	市まで移譲されるため、藤沢 市を対象市町村から削除
	理容師法(※)	理容所の衛生措置基準の設定 等	保健所設置市に移譲されるた め、横浜市他4市を対象市町 村から削除
	興行場法	興行場の衛生措置基準の設定 等	保健所設置市に移譲されるた め、横浜市他4市を対象市町 村から削除
	公衆浴場法	公衆浴場の衛生等措置基準の設定 等	保健所設置市に移譲されるた め、横浜市他4市を対象市町 村から削除
	毒物及び劇物取締法	毒物・劇物業務上取扱者の届出受理 等	保健所設置市に移譲されるた め、横浜市他4市を対象市町 村から削除
	美容師法(※)	美容所の衛生措置基準の設定 等	保健所設置市に移譲されるた め、横浜市他4市を対象市町 村から削除
	感染症の予防及び 感染症の患者に対 する医療に関する 法律	結核指定医療機関の指定 等	保健所設置市に移譲されるた め、藤沢市を対象市町村から 削除
商工労働局	工場立地法	特定工場新設の届出受理 等	市まで移譲されるため、横須 賀市他14市を対象市町村から 削除
	中小小売商業振興 法(※)	商店街整備計画等の認定 等	市まで移譲されるため、三浦 市他2市を対象市町村から削 除

局名	関係法律	法制化により移譲される事務	事務処理の特例に関する条例の改正概要
県土整備局	都市計画法	都市計画施設の区域及び市街地開発事業施行区域内の建築の許可等	市まで移譲されるため、鎌倉市他2市を対象市町村から削除
	駐車場法	路外駐車場設置等の届出受理等	市まで移譲されるため、鎌倉市他9市を対象市町村から削除
	都市再開発法	第一種市街地再開発事業施行地区内の建築行為等の許可等	市まで移譲されるため、鎌倉市他9市を対象市町村から削除
	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	土地区画整理促進区域内等の建築行為等の許可等	市まで移譲されるため、横浜市他18市を対象市町村から削除
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	特定路外駐車場設置の届出受理等	市まで移譲されるため、鎌倉市他9市を対象市町村から削除

(注) ※は具体的移譲事務が政省令で規定されるもの

(イ) 平成24年度以降に一部改正条例案を提案するもの

局名	関係法律	法制化により移譲される事務	事務処理の特例に関する条例の改正概要
環境農政局	都市計画法(※)	面積10ヘクタール以上の風致地区(2以上の市町村の区域にわたるものを除く)に関する許可等	全市町村に移譲されるため、市町村での条例制定の都度、対象市町村から削除(経過措置あり)
保健福祉局	母子保健法	未熟児の訪問指導等	全市町村に移譲されるため、対象事務を削除(平成25年4月1日施行)
	薬事法	薬局の開設の許可等	保健所設置市に移譲されるため、横浜市他4市を対象市町村から削除(平成25年4月1日施行)

(注) ※は具体的移譲事務が政省令で規定されるもの

イ 事務処理の特例に関する条例以外について

第2次一括法等の施行により、条例の制定主体が拡大されることに伴い、関係する県条例について、所要の改正を行う。

局名	県条例	関係法律等	移譲事務	県条例の改正概要	県条例提案時期
政策局	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例	公有地の拡大の推進に関する法律施行令	都市計画施設の区域内等に所在する土地を譲渡する場合に届出が不要となる土地の規模(面積)に係る条例の制定	中核市までとされていた条例の制定主体が、第2次一括法等の施行により市まで拡大されることに伴う所要の改正	平成24年第1回定例会
環境農政局	風致地区条例	風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令	面積10ヘクタール以上の風致地区(2以上の市町村の区域にわたるものを除く)内における建築等の規制に係る条例の制定等	条例の制定主体が、第2次一括法等の施行により県から市町村に拡大されることに伴う所要の改正	平成24年第1回定例会
保健福祉局	公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例	公衆浴場法	公衆浴場の設置場所の配置の基準に係る条例の制定	条例の制定主体が、第2次一括法等の施行により県から保健所設置市に拡大されることに伴う所要の改正	平成24年第1回定例会
商工労働局	工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例	工場立地法	緑地面積率等に係る準則の設定に係る条例の制定	指定都市までとされていた条例の制定主体が、第2次一括法等の施行により市まで拡大されることに伴う所要の改正	平成24年第1回定例会

2 新たな地方分権改革の取組みについて

(1) これまでの取組み

本県では、「地方の時代」を提唱するなど、これまでも、全国に先駆けて地方分権改革に積極的に取り組んできた。

平成16年3月には「地域主権実現のための中期方針」を、平成19年7月には「地域主権実現のための基本方針」を策定し、取組みの着実な推進に努めてきたが、基本方針における取組期間の最終年度である平成22年度に、12の取組施策ごとに4年間の取組みの点検を行った。

【地域主権実現のための基本方針に基づく取組みの主な成果】

取組施策	主な成果
①県民との対話の推進	県民の求めに応じた情報提供など情報公開の総合的な推進を図るため「神奈川県情報公開条例」を改正
②NPOなどとの協働の推進	「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」の制定
③市町村との連携の強化	市長会議や町村長会議などでの県の施策についての意見交換
④自主的な市町村合併の推進等に向けた取組み	「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」の策定
⑤市町村への権限移譲の推進と関与等の廃止・縮減	包括的権限移譲の仕組み（チャレンジ市町村制度）により平成19年度から22年度までの4年間で計22項目の権限移譲を決定
⑥国からの権限の移譲や関与等の廃止・縮減	地方分権改革推進委員会の「勧告」への緊急提言の実施
⑦国の政策立案等に関する県の参画の推進	「国の施策・制度・予算に関する提案」活動の毎年度実施
⑧税財源の移譲実現に向けた取組み	地方消費税の税率引上げや税源移譲などについて国に提案
⑨課税自主権を活用した取組み	個人県民税の超過課税（水源環境保全税）の実施
⑩自治基本条例等の制定に向けた取組み	「神奈川県自治基本条例」の制定
⑪県域を越えた広域行政課題への対応に向けた自治体連携の強化	九都県市首脳会議（平成21年度まで八都県市首脳会議）における廃棄物対策、環境問題対策、防災・危機管理対策等の共同事業の継続実施や首都圏ツーリズム等の推進
⑫真の地方分権改革のための道州制をめざした取組み	道州制に関する地方分権出前講座の開催

(2) 新たな指針の策定について

ア 策定の趣旨

個性を生かした地域づくりを進めるためには、自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つ地域主権型社会の実現が必要である。

本県では、その実現に向けて地方分権改革の推進に努めてきたが、平成22年度に行った「地域主権実現のための基本方針」の点検の結果、地域主権戦略大綱に基づく国の取組みなどを踏まえつつ、これまでの取組みをさらに進めていく必要があることが明らかとなった。

そこで、新たな総合計画の策定の時期に合わせ、本県の地方分権改革を進める上での考え方や方向性を体系的に整理し、県民や市町村に示していくため、新たな指針を策定する。

イ 策定に向けた考え方

- ・ 目指すべき社会の姿を明示した上で、その達成に向けた指針と取組方向を示す構成とし、これまでの方針からスリム化を図る。
- ・ 取組方向については、地方分権を取り巻く環境の変化や平成22年度に実施した基本方針の点検結果を踏まえつつ、整理・構成する。
- ・ 期間は、平成24年度から26年度までの3年間とする。

ウ 今後の予定

- ・ 平成24年3月を目途に新たな指針の策定を行う。

平成23年12月～24年1月

新たな指針の策定の方向（案）について県民参加・市町村意見照会を実施

平成24年2月

新たな指針（案）を取りまとめ、県議会に報告

「地域主権実現のための指針（仮称）」の策定の方向（案）

I 目指すべき地域主権型社会の姿

「いのち輝くマグネット神奈川」を実現するため、「自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つ」という地域主権型社会を目指す。

II 指針

- 住民自治の拡充の観点から「画一から多様へ」の転換を一層進める。
 - 県民参加による県政運営の推進
 - NPOなど多様な主体との協働・連携
- 団体自治の拡充の観点から「依存から自立へ」の転換を一層進める。
 - 国からの権限・財源の移譲、関与の見直しの働きかけ
 - 自立的な税財政システムの確立
 - 市町村の行財政基盤の強化に向けた支援

III 取組方向

- ① 県民主体の県政の確立
 - 県民との対話の推進
 - NPOなどとの協働の推進
 - 市町村との連携の強化
- ② 広域自治体としての県の機能の純化・強化
 - 国からの権限の移譲や関与等の廃止・縮減
 - 市町村への権限移譲の推進
 - 市町村の広域連携の推進に向けた取組み
 - 税財源の充実強化に向けた取組み
- ③ 県域を越えた広域行政課題への対応の強化
 - 近隣自治体との協調・連携の一層の推進
 - 国の出先機関の事務・権限の受入れ
 - 地方自治システムの再構築に向けた取組み
- ④ 神奈川モデル構築の取組み
 - 総合特区の活用等